

◇第3章◇ 計画の将来像と
実現に向けた視点

第1節 計画の将来像

1. 基本理念

子どもを『生み・育てる』ことは、社会を維持し次代を創造する営みであり、その意味において、非常に大切な社会的な営みといえます。

だれもが安心して子どもを生み、また、子育てを楽しいと感じ、そして何よりも『笠間』で子どもを育てて良かったと実感のもてるまちづくりを目指します。そのため、出産・子育てにかかる経済的負担の軽減策、子どもが健やかに育つ医療環境の整備、芸術文化性の高い教育環境や緑豊かな自然環境など、笠間市が持つ地域のポテンシャルを最大限に生かした施策展開を図っていくため、本計画の将来像を以下のとおり定めます。

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市
『笑顔が輝く かさまっ子』

2. 基本目標

本市の次世代育成支援の取り組みにあたっては、前期行動計画の4つの基本目標を引き継ぎ、展開していきます。

【基本目標1】 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

子育ての責任が親にあることが基本ですが、かつては一般的だった三世同居による高齢者の援助や、地縁・血縁による助け合いも、急速な核家族化や都市化の進行とともに比較的困難な状況になってきており、親への子育て負担は大きくなってきています。

そのため、家庭や地域社会、保育所(園)、幼稚園、学校、企業、行政などが連携し、地域としてきめ細かな子育てを支援する各種サービスの提供や経済的負担の軽減を進めていくことにより、子育て家庭の負担を軽減し、みんなが力を合わせて子どもを育むまちづくりを目指します。

《基本施策》

- (1) 地域における子育ての支援、相談・情報提供の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 経済的負担の軽減(各種手当等の支給)
- (4) 支援が必要な子どもや家庭への対応(障害児・ひとり親家庭等への支援)

【基本目標2】 すこやかに子どもが育つまち

子どもがすこやかに生まれ、人間性豊かに育つことは、子どもたちにとって大切な権利であり、また、活力ある地域社会を持続させるためにも必要不可欠なことです。

そのため、子どもたちが心身ともに健康に育ち、次代の親としてたくましく成長できるよう、すこやかに子どもが育つまちづくりを目指します。

《基本施策》

- (1) 母子保健、小児医療の充実
- (2) 「食育」の推進

【基本目標3】 心豊かに子どもが成長するまち

地域の子どもが心豊かに成長していけるように、幼児教育、学校教育、家庭教育を充実させ、社会の変化に主体的に対応し、心豊かにのびのびと生きる力を育成します。また、世代間交流の機会を増やし、仲間や家族、地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供し、心豊かに子どもが成長するまちづくりを目指します。

《基本施策》

- (1) 心豊かな成長と学力向上を支える教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 地域活動を通じた地域教育力の向上

【基本目標4】 安心して子育てできるまち

子育て等に関して男女がともに協力しあい、家族としての責任を担い、仕事と家庭の両立ができるよう、社会全体として仕事と子育ての調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの普及・啓発を進めていきます。

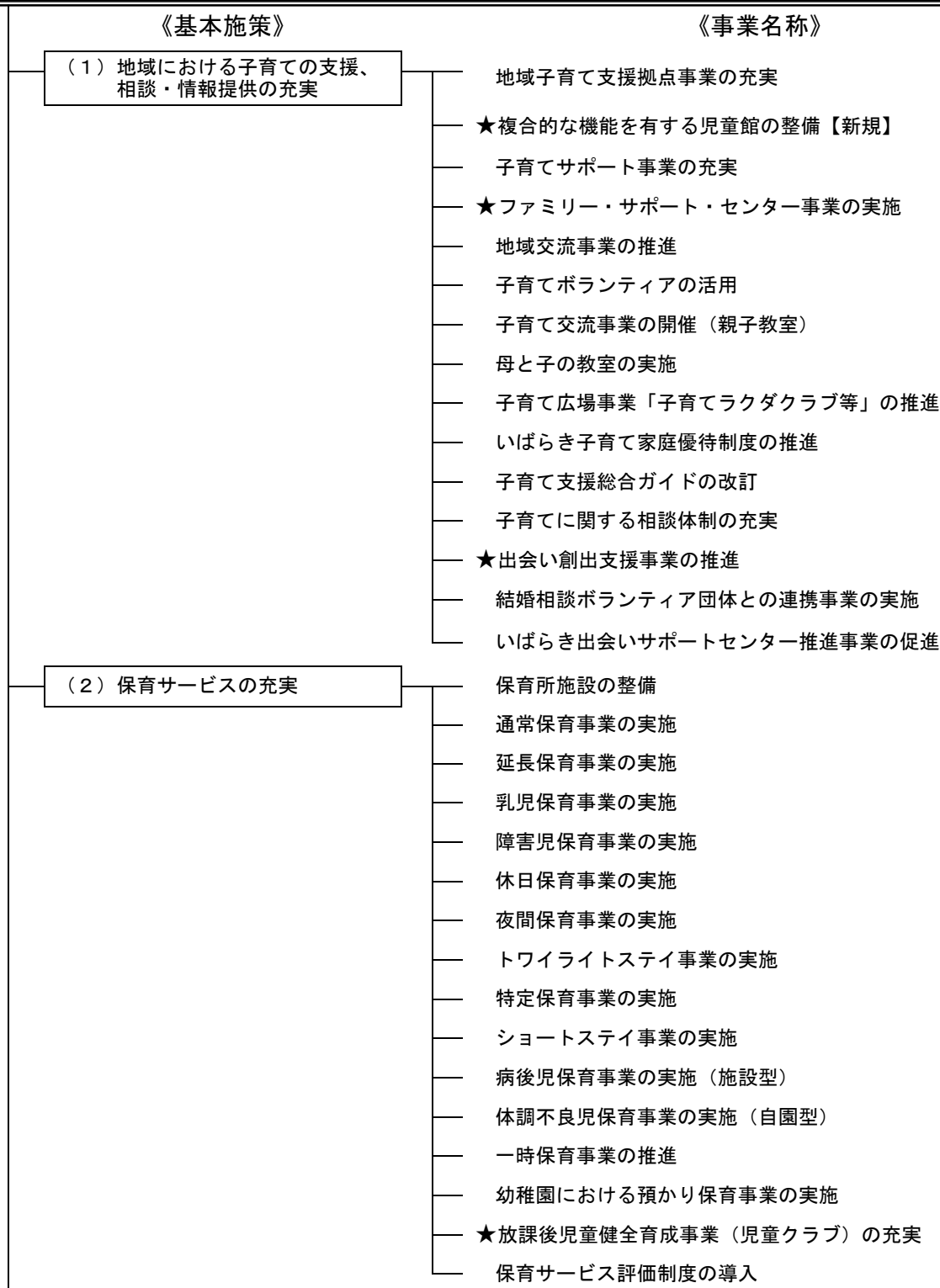
また、交通事故や犯罪の危険、さらに、生活環境の悪化など、子どもを取り巻く地域の環境は決して安全・安心とはいえない状況にあるため、地域全体として、安心して子育てできるまちづくりを目指します。

《基本施策》

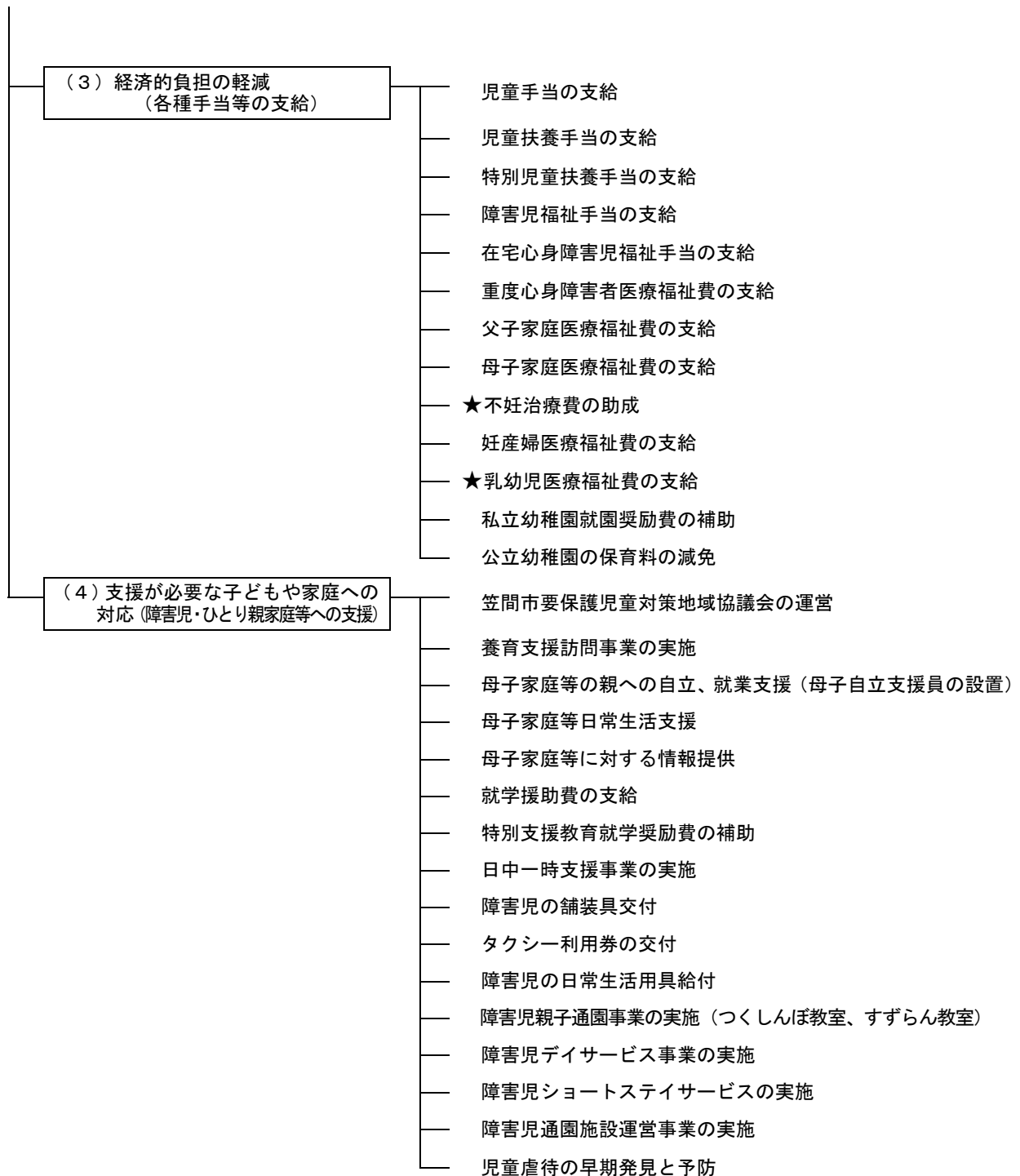
- (1) 仕事と子育ての両立支援の推進
- (2) 子どもを取り巻く生活環境の整備
- (3) 子どもの安全の確保

3. 施策体系

基本目標1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち



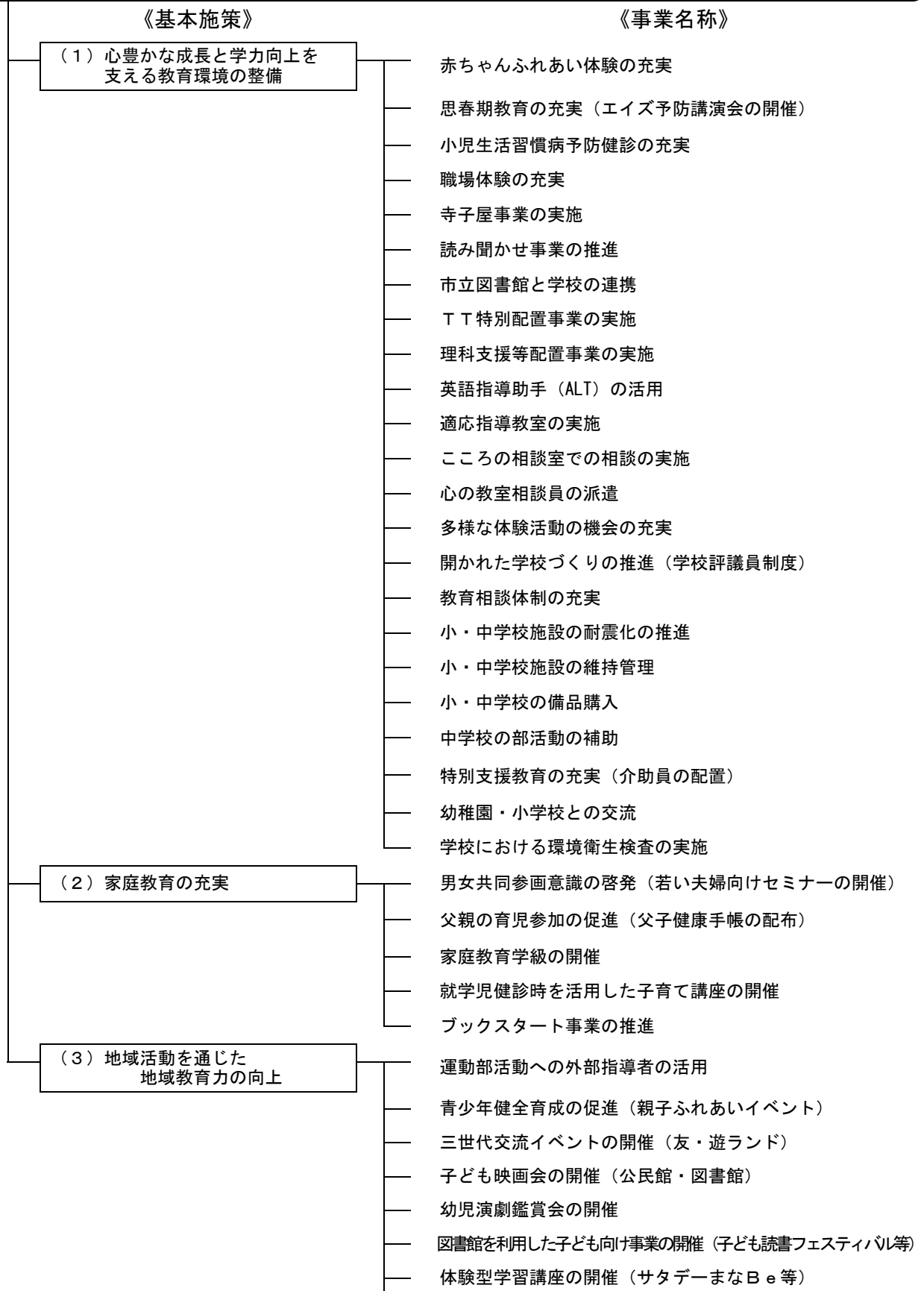
注) ★印は、本章第2節に掲げる、重点的に取り組む事業。(以下同様)



基本目標2 すこやかに子どもが育つまち

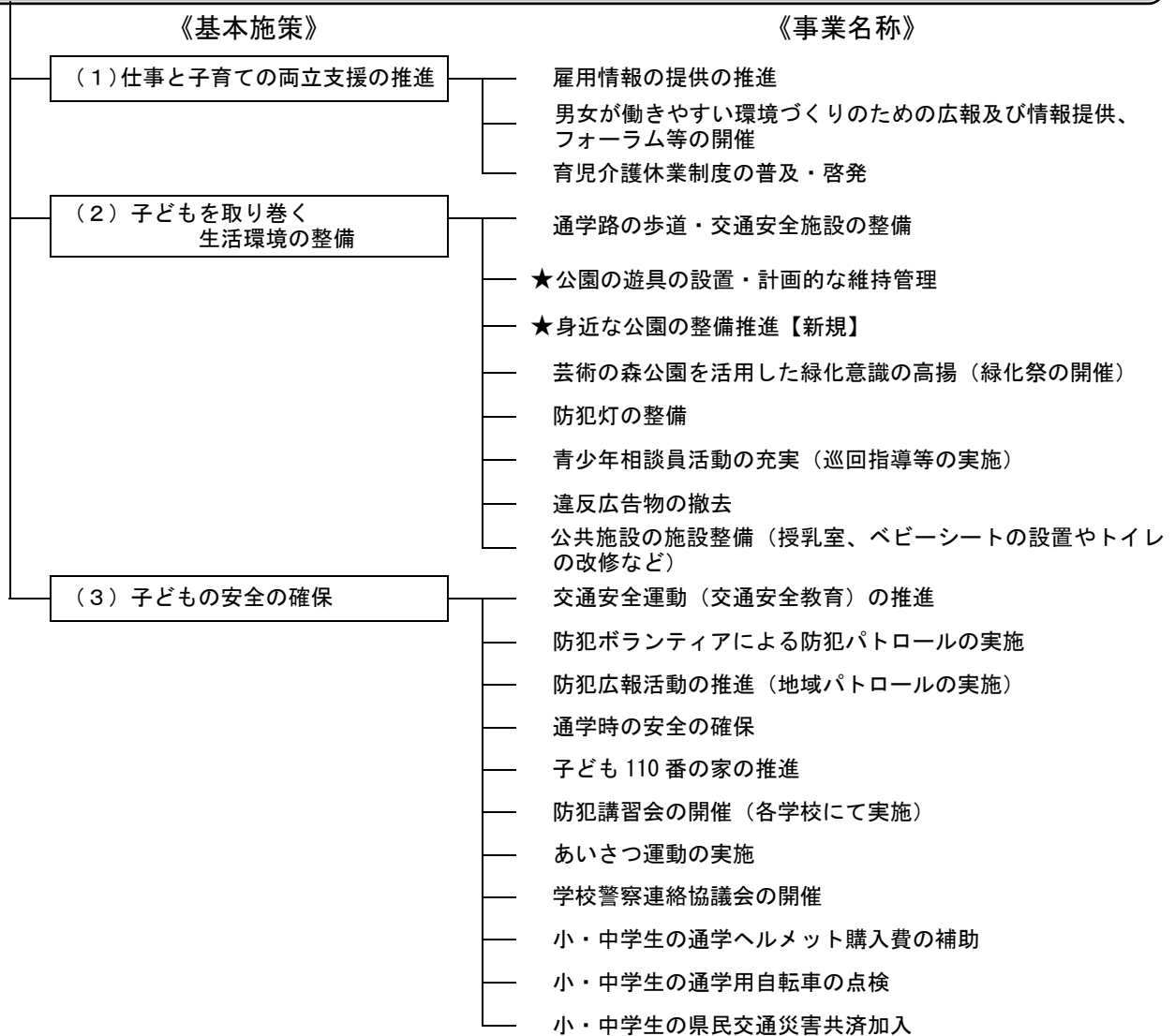
《基本施策》	《事業名称》
(1) 母子保健、小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> かさま健康ダイヤル24の活用促進 母子健康手帳の交付（11週までの早期交付） 妊婦一般健康診査委託事業の実施 妊産婦訪問指導の実施 妊産婦健康相談の実施 両親学級の実施 乳児家庭全戸訪問事業の実施 乳幼児訪問指導の実施 乳幼児健康相談の実施 乳児一般健康診査委託事業の実施（3～6か月、9～11か月） 3～4か月児相談の実施 1歳児相談の実施 1歳6か月児健康診査の実施 2歳児歯科健康診査の実施 3歳児健康診査の実施 ハイリスク幼児教室の実施 ことば・こころの教室の実施 フッ素塗布の実施 保育所、幼稚園等の歯科保健指導の実施 予防接種事業の推進 就学時検診の実施 歯科保健対策の充実
(2) 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進【新規】 離乳食教室の開催 食生活改善推進員による地域活動 親子料理教室の開催 食育講演会の開催 妊婦・乳幼児健診や相談時における栄養指導の推進 保健センター、保育所及び幼稚園との連携による食育事業の推進 給食用の地元農産物の導入拡大（地産地消の推進） 幼稚園の園庭菜園の推進 食育指導の推進

基本目標3 心豊かに子どもが成長するまち



- サマースクールの開催
- 放課後子ども教室の実施
- 子ども会活動の促進
- 地域活動の指導者の育成（指導者育成講習会の開催）
- スポーツ少年団活動の育成・支援
- スポーツ教室の開催
- 学校施設の開放
- 学校支援地域本部事業の推進
- 体験学習活動の推進（図工教室）
- 高校生会「リーダーズクラブ」の育成・支援

基本目標4 安心して子育てできるまち



第2節 実現に向けた視点

1. 実現に向けた視点（キーワード）

前期行動計画では、基本理念及び基本目標を設定し、その実現に向けた事業内容を整理して取り組んできました。しかし、本市の基本理念である地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市 『笑顔が輝く かさまっ子』の実現に向けては、行政の取り組みはもちろんですが、家庭や地域団体等、次世代育成支援に関わるすべての人々がそれぞれの役割を担ってみんなで協力・連携して応援していくことが不可欠です。

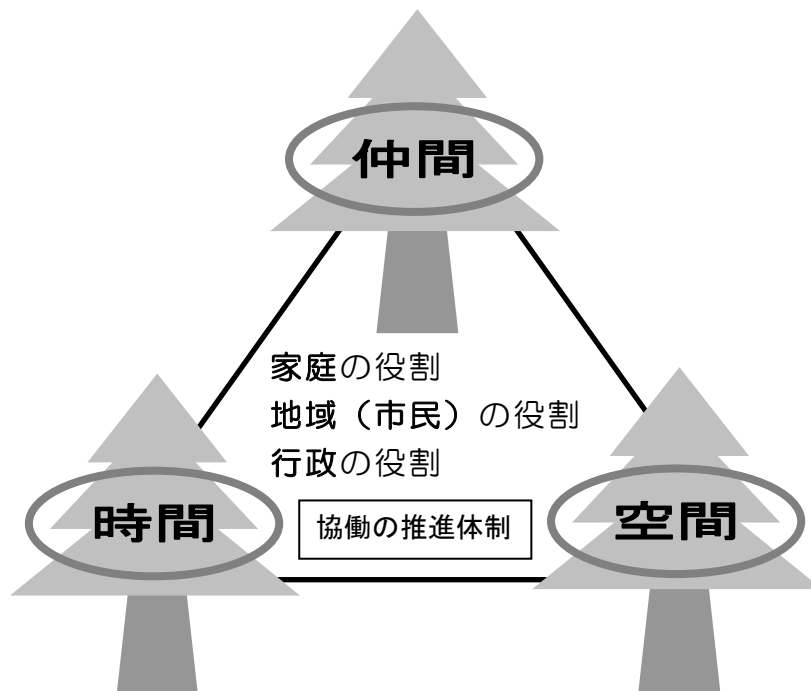
そのため、次世代育成支援を推進する上で、“かさま”がもつ地域の魅力や資源を最大限に活用しながら、家庭・地域・行政が協働して取り組むこととします。

協働による取り組みを具体的に推進し、計画全体を管理・評価していく視点として、『仲間』『時間』『空間』（3つの間）づくりをキーワードに推進していくこととします。

【仲間】 親子が地域の愛情に支えられ『仲間』とともに成長できること。

【時間】 ゆとりをもって子育てできる『時間』があること。

【空間】 “かさまっ子”が健やかに育つ『空間』があること。

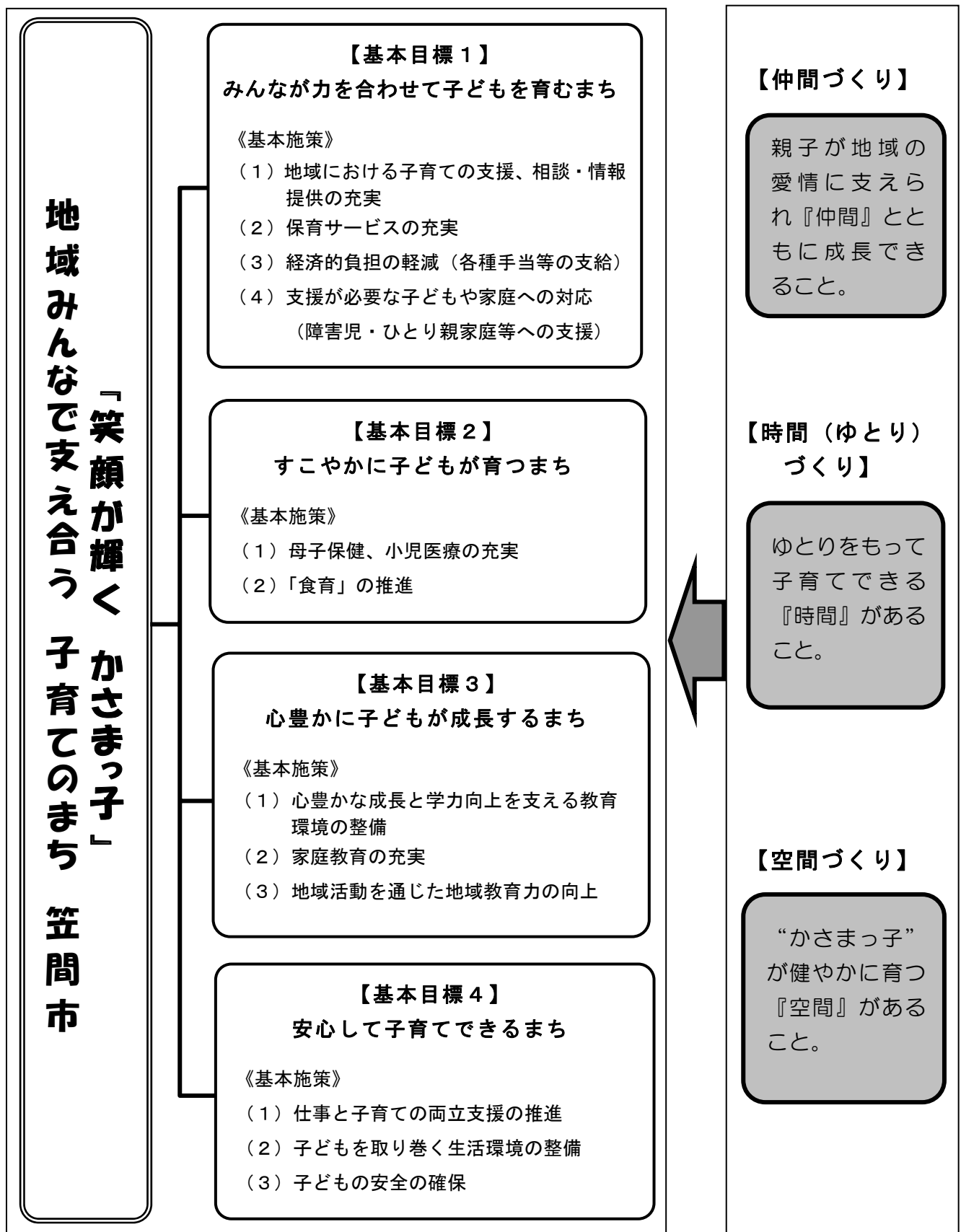


基本理念の実現に向けて、4つの基本目標及び基本施策を推進します。また、実現に向けた3つの視点を持って、横断的に計画の取り組みを推進・評価していきます。

《基本理念》

《基本目標・基本施策》

《実現に向けた視点》



仲間

I 仲間づくりの取り組み

地域の身近な相談の場や交流の機会において、気軽に子育てを支えあえる仲間づくりや、親子がともに成長できる体験活動や学びの場の確保に取り組むこととします。また、子どもの放課後や土・日曜日の安全な居場所の確保に取り組むこととします。さらに、若者の出会いの機会の創出に取り組むこととします。

期待される役割

【家庭の役割】

- ◇子育ての悩みや不安を一人で抱え込まずに、親や友だち、地域のサポート機関などに相談する。
- ◇子ども会等地域の活動に積極的に参加し、地域に顔見知りの仲間を増やす。

【地域(市民)の役割】

- ◇スポーツ・生涯学習活動などボランティア等を通じて、家庭だけでは学べない様々な体験や知識を身につけられる活動を行う。
- ◇「子育てサポート」活動を周知し、住民相互の支えあい活動の輪を地域に広める。

【行政の役割】

- ◇親子で一緒に参加できる行事や家庭教育学級等を通じて、育児の孤立化の防止と親の学びの場を提供する。
- ◇結婚を希望する男女に対して、交流会や講座、イベントなどを開催し、若者の出会いの機会を提供する。

関連指標『仲間編』

【取り組みを評価する指標】

評価する指標	現 状 (20年度)	取り組みの方向性 (26年度)	備考
子育てサポート（ファミリーサポートセンター）に登録している会員数	協力会員85人 利用会員13人	協力会員100人 利用会員100人	子ども福祉課
子育て支援センターを利用した親子の数	1日平均13.2組	1日平均40組	子ども福祉課
男女の出会い創出づくり事業に取り組んだ団体数	2団体	6団体	市民活動課
就学前児童の保護者アンケートの回答結果（子育てに関する不安や悩みの相談相手についての設問に、「相談相手がない」と答えた人の割合）	1.6%	0%	アンケートで評価

注) アンケートの指標に関しては、計画の見直し時に評価する。(以下同様)

時間

Ⅱ 時間（ゆとり）づくりの取り組み

少しでもゆとりをもった子育てができるよう、いざという時であっても、安心して子どもを預けられる保育環境の整備に取り組むこととします。また、子どものしつけ方や遊ばせ方、さらに、子育てに関して男性の育児参加を促進するなど、男女がともに協力して子育てについて学ぶ時間（機会）の確保に取り組むこととします。

期待される役割

【家庭の役割】

- ◇家庭教育学級に積極的に参加し、子育てについて自ら学ぶ機会をつくる。
- ◇父親もできることから積極的に育児に参加する時間をつくる。

【地域（市民）の役割】

- ◇これまでに培ってきた子育ての経験やノウハウを、地域の子育て支援の場に積極的に提供する。
- ◇地域の子どもたちの成長をわが子のように温かく見守る。

【行政の役割】

- ◇保育所（園）や放課後児童クラブの待機児童をつくらない。
- ◇病後児保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応じたサービスを提供する。
- ◇育児疲れや育児ストレスを解消できるよう、緊急時に対応できる一時預かり保育サービスを各保育所（園）で実施する。

関連指標『時間編』

【取り組みを評価する指標】

評価する指標	現 状 (20年度)	取り組みの方向性 (26年度)	備考
保育所（園）の待機児童数 （各年度4月1日現在）	2人（21年度）	0人	子ども福祉課
両親学級に参加した人（妊娠・夫）の割合	妊婦 29.8% 夫 14.4%	妊婦 33% 夫 20%	健康増進課
家庭教育学級に参加した保護者数	延べ9,448人	延べ10,000人	生涯学習課
就学前児童の保護者アンケートの回答結果 （子育てに関する不安感や負担感の有無についての設問に、「不安や負担を感じている」と答えた人の割合）	55.8%	0%	アンケートで 評価

空間

Ⅲ 空間づくりの取り組み

子どもや親子が集える複合的な児童館や身近な公園の整備に取り組むこととします。また、子育て家庭が、身近にほっとできる子育て支援の空間を数多く確保するとともに、次世代を担う若者もボランティア等で積極的に地域にかかわり、愛着をもって住み続けたいと思える地域づくりに取り組むこととします。

期待される役割

【家庭の役割】

- ◇広報紙や子育て支援ガイドブックを活用して積極的に情報収集を行い、地域への関心を高める。
- ◇積極的に地域の行事への参加や子育て支援の場を利用する。

【地域(市民)の役割】

- ◇子どもたちが集まる公園や遊び場に関心をもち、常に気持ちよく利用できる環境を保つ。
- ◇子育てサロンや地域における子どもの育成を支援するボランティア活動を広める。

【行政の役割】

- ◇子育て支援の拠点として「複合的な児童館」を整備する。
- ◇「子育て支援センター」を拡充し、身近な地域に気軽に相談や交流できる場を確保する。
- ◇空間に愛着を持って住み続けてもらえるよう、リーダースクラブなど若者が地域で活躍できる場を確保する。

関連指標『空間編』

【取り組みを評価する指標】

評価する指標	現 状 (20年度)	取り組みの方向性 (26年度)	備考
子育て支援センターの機能を有する複合的な児童館の整備	0箇所	1箇所整備する	子ども福祉課
公園における新たな遊具の設置及び既存遊具の更新	既存遊具設置箇所 45箇所	公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に設置及び更新を行う	都市計画課
就学前児童の保護者アンケートの回答結果 (地域子育て支援拠点事業(注1)の利用についての設問に、「サービスの利用方法がわからないため利用していない」と答えた人の割合)	15.2%	0%	アンケートで評価

(注1) 親子同士の交流、育児に関する相談や情報入手ができる場を提供する事業で、「子育て広場」「ふれあい広場」「子育て支援センター」等の名称があります。

2. 重点的に取り組む事業

後期行動計画の期間内に、具体的に以下の内容に重点的に取り組みます。

I 仲間づくりの取り組み

(1) ファミリー・サポート・センター事業の実施

現在実施している子育てサポート事業のサービス拡充と利用会員の拡大を図り、ファミリー・サポート・センター事業に移行する。

(2) 次世代を担う男女の出会いの場づくりの促進

民間団体や企業等が実施する男女の出会いの場づくりに対して、経費の一部助成を引き続き行うとともに、民間団体と連携して若者が参加できる交流会や講座、イベントなどを開催する。

II 時間（ゆとり）づくりの取り組み

(3) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについて、開所時間を延長する。

(4) 乳幼児医療福祉費（マル福）の支給対象年齢の拡大

未就学児を対象に支給している乳幼児医療福祉費（マル福）について、支給対象年齢を小学校6年生まで拡大する。

(5) 特定不妊治療費助成事業の充実

特定不妊治療費の一部助成について、現在、通算2年間としている助成期間を通算5年間に延長する。また、体外受精への補助額を引き上げる。

III 空間づくりの取り組み

(6) 複合的な機能を有する児童館の整備

子育て支援センターの機能をもつ複合的な児童館を友部地区に整備する。

(7) 遊具の設置及び公園整備の検討

既存の公園及び「市民センターいわま」の敷地内に遊具を設置するとともに、新たな公園の整備について検討する。